

イギリス2006年会社法 (1)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

川 島 いづみ
中 村 信 男

イギリス2006年会社法（1）

はじめに

第1編 通則（第1条～第6条）

第2編 会社の設立（第7条～第16条）

第8編 会社の社員（第112条～第144条）

第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）

はじめに

2006年11月に、イギリスにおいて2006年会社法（Companies Act 2006, 2006 c. 46）が成立した。全面的な法改正作業に着手してから立法まで8年を要したことになる。通商産業省（the Department of Trade and Industry）（以下、DTI）は、1992年以来、会社法の種々の領域について見直し作業を進めていたが、1998年からは会社法の全面改正作業に着手し、会社法検討諮問グループ（Company Law Review Steering Group）（以下、CLR）による会社法現代化のための検討作業を経て、2002年には、「会社法の現代化」（Modernising Company Law）⁽¹⁾と題する白書を公表した。しかしその後、エンロン事件等への対応のために、会社法一部改正法の制定などを先行させた後、2005年3月、DTIは、改正法案を付した「会社法改正」（Company Law Reform）⁽²⁾と題する白書を、再度公表することとなった。これに多くの条文案が追加されて、同年11月、会社法改正法案（the Company Law Reform Bill）が議会上院に提出された。この改正法案は、上院での審議を経て、2006年5月に下院に送られ、下院における審議の過程において法案の名称が会社法案（the Companies Bill）と変更された他、いくつかの修正を加えられて、2006年10月、修正箇所⁽³⁾の審議のために議会上院に再提出され、11月8日に、2006年会社法として成立した。

(1) Cm. 5553-I, II (2002).

(2) Cm. 6465 (2005).

2006年会社法は、現行の会社総括法である1985年会社法 (Companies Act 1985, c. 6) のほとんどすべての条文と、1989年会社法 (Companies Act 1989, c. 40) および2004年会社 (監査, 調査およびコミュニティー企業) 法 (Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004, c. 27) の会社法規定を、規定し直すとともに、会社判例法の一部を条文化した規定を含んでいる。さらに、EU 指令に対応して2000年金融サービス市場法 (Financial Services and Markets Act 2000, c. 8) の一部を改正する条文等も含んでいる。その編成は、47編から成り (第1編 通則, 第2編 会社の設立, 第3編 会社の定款, 第4編 会社の能力および関連事項, 第5編 会社の名称, 第6編 会社の登記事務所, 第7編 会社の種類の変更, 第8編 会社の社員, 第9編 社員の権利の行使, 第10編 会社の取締役, 第11編 社員の代表訴訟, 第12編 会社秘書役, 第13編 株主総会等の決議等, 第14編 政治献金等の規制, 第15編 計算書類および報告, 第16編 監査, 第17編 会社の株式資本, 第18編 有限責任会社による自己株式の取得, 第19編 社債, 第20編 私会社と公開会社, 第21編 有価証券およびその譲渡, 第22編 株式等の利害関係に関する情報, 第23編 分配, 第24編 会社の年次報告, 第25編 会社の担保, 第26編 整理および再編, 第27編 公開会社の合併および分割, 第28編 株式公開買付等, 第29編 詐欺的取引, 第30編 不正な侵害に対する社員の保護, 第31編 解散および登記の回復, 第32編 会社調査, 第33編 会社法によらずに設立された英国会社, 第34編 外国会社, 第35編 会社登記, 第36編 会社法上の犯罪, 第37編 会社: 補則, 第38編 会社: 定義規定, 第39編 会社: 部分改正, 第40編 会社取締役: 外国における資格剥奪等, 第41編 商号, 第42編 会計監査役, 第43編 透明性に関する義務および関連事項, 第44編 細則, 第45編 北アイルランド, 第46編 一般補則, 第47編 雑則), 条文数は1300条に及ぶ。しかしながら、その位置付けは、現行の1985年会社法の部分改正法に留まっており、また、いまだ効力を有する1985年会社法等の諸規定と2006年会社法を含めたすべての条文を統合する会社総括法の制定は、目下のところ予定されていない。

本連載は、早稲田大学比較法研究所においてイギリス会社法制研究会が行う共同研究「イギリス会社法制に関する比較法的研究」の一環として、この2006年会社法の各編ないしはいくつかの章ごとに、簡単な解説を付して条文の和訳を試みるものである。なお、本連載は、2006年会社法の全条文を和訳することを企図するものであるが、研究会参加者の問題関心および研究の進捗状況に対応して、訳出の順序は必ずしも同法の構成と一致しないものとなっている。

第 1 編 通則 (GENERAL INTRODUCTION PROVISIONS)

〔解 説〕

第 1 編通則には、会社、会社法および会社の種類について、基本的な定義規定が置かれている。会社の種類は、無限責任会社、株式有限責任会社および保証有限責任会社を基本とし、従来と同様である。また、私会社と公開会社の区分も、私会社とは公開会社でない会社をいうとする、1980年会社法以来の定義が維持されている。ただし、従来、会社の種類や私会社・公開会社の区分に関する規定は基本定款に関する条文の中に織り込まれていた⁽³⁾が、2006年会社法はこれを改め、会社の種類や私会社・公開会社の区分に関する規定を独立して設けている。さらに第 6 条は、2004年会社(監査、調査およびコミュニティー企業)法によって新設された会社形態であるコミュニティー利益会社⁽⁴⁾について、株式有限責任会社等をコミュニティー利益会社として設立しうることやコミュニティー利益会社との組織変更について、規定している。

なお、第 1 編は、2009年10月 1 日までに施行される。

〔条 文〕

会社および会社法 (Companies and Company Acts)

第 1 条 会社 (Companies)⁽⁵⁾

(1) 会社法において、別段の定めがある場合を除き、会社とは、この法律に基づいて設立されかつ登記された会社をいい、それは、次に掲げる会社を意味する。

- (a) 本編の施行後に、この法律に基づき設立されかつ登記された会社、または、
- (b) 本編の施行前に、
 - (i) 1985年会社法 (c. 6) もしくは1986年会社 (北アイルランド) 令 (S.I. 1986/1032 (N.I. 6)) に基づき設立されかつ登記された会社、または、
 - (ii) 1985年会社法 (c. 6) もしくは1986年会社 (北アイルランド) 令 (S.I. 1986/1032 (N.I. 6)) に定める既存会社

(2) 会社法の一定の規定は、次に掲げる者に適用される。

- (a) この法律に基づいて、設立されてはいないが、登記はされた会社 (第33編第

(3) 1985年会社法第 1 条第 2 項第 3 項。

(4) コミュニティー利益会社の紹介として、中川雄一郎「コミュニティー利益会社 (CIC) と社会的企業 (その 1)」協同の発見155号 (2005年)。

(5) 本条は、1985年会社法第735条第 1 項第 (a) 号および第 (b) 号を踏襲する規定である。

- 1 章を参照), および,
- (b) 大英帝国において設立されているが, この法律に基づいて登記されていない団体 (第33編第2章を参照))
- (3) 大英帝国の域外で設立された会社に対する適用については, 第34編 (外国会社) を参照せよ。

第2条 会社法 (The Companies Acts)⁽⁶⁾

- (1) この法律において, 会社法とは, 次に掲げるものをいう。
- (a) この法律の会社法規定
- (b) 2004年会社 (監査, 調査およびコミュニティー企業) 法 (c. 27) 第2編 (コミュニティー利益会社), および,
- (c) 爾後も効力を有する1985年会社法 (c. 6) および1985年会社総括 (関連規定) 法 (c. 9) の規定
- (2) この法律の会社法規定とは, 次に掲げるものをいう。
- (a) この法律の第1編ないし第39編の規定, および,
- (b) この法律の第45編ないし第47編の規定

会社の種類 (Types of company)

第3条 有限責任会社および無限責任会社 (Limited and unlimited companies)⁽⁷⁾

- (1) 会社社員の責任が定款によって制限される会社を, 有限責任会社という。
有限責任会社には, 株式有限責任会社と保証有限責任会社がある。
- (2) 会社社員の責任が, 社員の保有する株式に支払われる金額によって限定される会社を, 株式有限責任会社という。
- (3) 会社社員の責任が, 会社解散の際に会社の資産に拠出することを引き受けた金額によって限定される会社を, 保証有限責任会社という。
- (4) 会社社員の責任が限定されない会社を, 無限責任会社という。

第4条 私会社および公開会社 (Private and public companies)⁽⁸⁾

- (1) 私会社とは, 公開会社でない会社をいう。
- (2) 公開会社とは, 株式有限責任会社または保証有限責任会社であって, 株式資本を有する, 次に掲げる会社をいう。
- (a) 設立証書に公開会社である旨の記載があり, かつ,
- (b) 公開会社としての登記もしくは再登記に関して本法または従前の会社法が定める要件を所定の期日以後に充足している会社
- (3) 本条第2項第(b)号にいう所定の期日とは, 次の各号に掲げる登記について, 当該各号に定める期日とする。
- (a) 大英帝国における登記または再登記について, 1980年12月22日

(6) 本条は, 1985年会社法第744条に代わる規定である。

(7) 本条は, 1985年会社法第1条第2項を踏襲する規定である。

(8) 本条は, 1985年会社法第1条第3項を踏襲する規定である。

- (b) 北アイルランドにおける登記または再登記について、1983年7月1日
- (4) 私会社と公開会社の間の主要な2つの相違については、第20編を参照せよ⁽⁹⁾。
- 第5条 株式資本を有する保証有限責任会社** (Companies limited by guarantee and having share capital)⁽¹⁰⁾
- (1) 株式資本を有する会社は、保証有限責任会社として設立し、または、保証有限責任会社に組織変更することはできない。
- (2) 本条は、次の各号に掲げる期日以後に適用される。
- (a) 大英帝国においては1980年12月22日、および、
- (b) 北アイルランドにおいては1983年7月1日
- (3) 保証有限責任会社の定款 (constitution) において、会社の事業を株式もしくは持分に区分することを定める規定は、株式資本に関する規定である。
- 本項の定めは、当該規定において株式または持分の額面価値もしくは数が特定されているか否かに関わらず、適用される。

第6条 コミュニティー利益会社 (Community interest companies)

- (1) 2004年会社(監査、調査およびコミュニティー企業)法 (c. 27) 第2編の適用においては、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- (a) 株式有限責任会社または保証有限責任会社であって株式資本を有さない会社を、コミュニティー利益会社として設立すること、または、コミュニティー利益会社に組織変更すること、および、
- (b) 保証有限責任会社であって株式資本を有する会社を、コミュニティー利益会社に組織変更すること
- (2) 会社法その他の規定は、2004年会社(監査、調査およびコミュニティー企業)法 (c. 27) 第2編にも、同様に適用される。

[川島いづみ]

第2編 会社の設立 (COMPANY FORMATION)

[解説]

第2編には、会社の設立方法に関する規定が置かれており、一部実質改正を含んでいる。主要な改正点としては、第1に、第7条により、会社の形態を問わず出資者1名による会社の設立が可能になったこと、そして、第2に、基本

-
- (9) 2つの主要な相違とは、公開会社には公募(公衆に対する募集)が認められるのに対して、私会社には公募が禁止されることと、公開会社には5万ポンド(または国務大臣が別に定める額)の最低資本金規制が課されることである。これら2つの主要な相違は、従来の規制が引き継がれたものである。
- (10) 本条は、1985年会社法第1条第4項および第15条第2項を踏襲する規定である。

定款の機能が著しく縮小されたことがあげられる。1985年会社法は、2名以上の者が基本定款に署名して、会社を設立することを求めていた⁽¹¹⁾。2006年会社法は、CLRの勧告に沿って、1人会社の設立を会社の種類を問わず認めることとした。

イギリス会社法には、伝統的に基本定款 (memorandum of association) と附属定款 (articles of association) の別があり、これについて、基本定款はわが国の定款の絶対的記載事項を記載したものであり、附属定款は相対的記載事項と任意的記載事項を記載したものであるとの説明もなされていた⁽¹²⁾。株式会社有限責任会社の場合、附属定款として、別段の定めを置かない場合には、会社法の附表 A に定めるモデル定款を採用したものとみなされた。会社の設立手続では、会社登記官にこれら2つの定款その他の書類を提出することを要した。これに対して、2006年会社法は、定款を単一化すべきであるとのCLRの勧告を受けて、基本定款の機能を次の2点に絞り込む改正を行った。すなわち、第1に、基本定款に署名することは、会社を設立する出資者の意図の証拠となり、これにより出資者が原始社員となる。第2に、株式会社有限責任会社の場合には、社員が少なくとも1株を引き受けるという合意の証拠を提供する。しかも、基本定款は、変更や内容の追加ができない文書とされている⁽¹³⁾。

従来、基本定款には、会社の名称、登記営業所 (本店に相当) の所在する大英帝国内の国、会社の目的、社員の責任が有限か否か、保証有限責任会社の場合には各社員の保証責任の額等、株式資本を有する会社の場合には、株式資本の額等が記載された。これらの項目のすべてが基本定款の記載事項ではなくなったため、2006年会社法の下では、基本定款に加えて、登記申請書、資本および原始株式保有に関する書類、保証に関する書類などを、設立登記のために登記官へ提出することが要求されている。

なお、第2編は、2009年10月1日までに施行される予定である。

〔条 文〕

-
- (11) 1985年会社法第1条第1項。
 (12) 小町谷操三『イギリス会社法概説』56頁 (有斐閣, 1962年)。
 (13) したがって、基本定款という訳語は、2006年会社法の下ではすでに適切なものではなくまっていると思われるが、従来からの研究等の継続性を考慮して、本稿では「基本定款」の訳語を当てている。なお、従来の「附属定款」は、単に「定款」と訳している。

総則 (General)

第7条 会社の設立方法 (Method of forming company)⁽¹⁴⁾

(1) 会社は、この法律に基づいて次の各号に掲げる行為をする1人または複数の出資者によって設立される。

- (a) 基本定款 (第8条参照) への署名, および,
- (b) 登記に関するこの法律の要件 (第9条ないし第13条参照) の遵守

(2) 会社は、違法な目的のために設立されてはならない。

第8条 基本定款 (Memorandum of association)⁽¹⁵⁾

(1) 基本定款とは、次の各号に掲げる事項を記載した設立趣意書である。

- (a) 出資者がこの法律に基づいて会社を設立することを意図すること
- (b) 出資者が、会社の社員となること, および, 株式資本を有する会社の場合には、少なくとも1株を引き受けることを合意したこと

(2) 基本定款は、所定の形式 (the prescribed form) で作成されなければならない、各出資者によって認証 (authenticated) されなければならない。

登記の要件 (Requirements for registration)

第9条 登記書類 (Registration documents)⁽¹⁶⁾

(1) 基本定款は、会社の登記申請書、本条に定める書類および法令遵守書とともに、登記官に提出されなければならない。

(2) 登記申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (a) 会社の名称
- (b) 会社の登記営業所がイングランドおよびウェールズ (またはウェールズ), スコットランド, または、北アイルランドに所在するか否か
- (c) 会社の社員の責任が有限であるか否か, および, 有限である場合には、株式有限責任会社か保証有限責任会社かの別
- (d) 会社が私会社であるか公開会社であるかの別

(3) 基本定款に署名する出資者の代理人が登記申請書を提出する場合には、申請書にその者の氏名および住所を記載しなければならない。

(4) 登記申請書は、次の各号に掲げる書類を含まなければならない。

- (a) 会社が株式資本を有することを予定する場合には、資本および原始株式保有に関する書類 (第10条参照)
- (b) 会社が保証有限責任会社となることを予定する場合には、保証に関する書類 (第11条参照)

(14) 本条は、1985年会社法第1条第1項に代わる規定である。

(15) 本条は、1985年会社法第3条第1項に代わる規定である。なお、「認証」(authentication) については第1146条に、「所定の」(prescribed) については第1167条に、それぞれ定義規定が置かれている。

(16) 本条は、1985年会社法第2条および第10条の多くの条項を改正している。

- (c) 会社の役員となるべき者に関する書類 (第12条参照)
- (5) 登記申請書には、次の各号に掲げる事項の記載等を含まなければならない。
 - (a) 会社の登記営業所となるべき地の住所
 - (b) (モデル定款の適用を受けない限りで) (第20条参照) 定款となるべき文書の謄本
- (6) 登記申請書は次の各号に掲げる登記官に提出されなければならない。
 - (a) 会社の登記営業所がイングランドおよびウエールズ (またはウエールズ) に所在することとなる場合には、イングランドおよびウエールズの会社登記官
 - (b) 会社の登記営業所がスコットランドに所在することとなる場合には、スコットランドの会社登記官
 - (c) 会社の登記営業所が北アイルランドに所在することとなる場合には、北アイルランドの会社登記官

第10条 資本および原始株式保有に関する書類 (Statement of capital and initial shareholdings)⁽¹⁷⁾

- (1) 会社が株式資本を有する場合に提出すべき資本および原始株式保有に関する書類については、本条を遵守しなければならない。
- (2) 資本および原始株式保有に関する書類には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (a) 基本定款に署名した出資者が設立に当たって引き受ける株式の総数
 - (b) 前号に定める株式の額面総額
 - (c) 株式の種類ごとに、
 - (i) 株式に付される権利の内容
 - (ii) 当該種類株式の総数、および、
 - (iii) 当該種類株式の額面総額、ならびに、
 - (d) 各株式の払込金額、および、(未払込み部分がある場合には) 未払込金額 (株式の額面額についてか、プレミアムを含めた発行価額についてかの別)
- (3) 資本および原始株式保有に関する書類には、基本定款に署名した出資者を確認するために必要な情報を含まなければならない。
- (4) 資本および原始株式保有に関する書類には、基本定款に署名した出資者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (a) 設立に当たってその者が引き受けた株式数、(各株式の) 額面額、および、株式の種類
 - (b) 各株式の払込金額、および、(未払込み部分がある場合には) 未払込金額 (株式の額面額についてか、プレミアムを含めた発行価額についてかの別)
- (5) 基本定款に署名した出資者が2以上の種類の株式を引き受ける場合には、第4項第(a)号に定める事項は、株式の種類ごとに記載しなければならない。

第11条 保証に関する書類 (Statement of guarantee)⁽¹⁸⁾

(17) 本条は、新設規定である。

(1) 会社が保証有限責任会社となる場合に、登記官に提出しなければならない保証に関する書類については、本条を遵守しなければならない。

(2) 保証に関する書類には、基本定款に署名した出資者を確認するために必要な情報を含まなければならない。

(3) 保証に関する書類には、保証債務を負担する各社員について、その者が社員であるときまたは退社後 1 年以内に会社が解散した場合に、その者が会社資産に対して、次の各号に掲げる項目について拠出を要求される金額を拠出する旨を記載しなければならない。

(a) その者が退社する以前に会社が負担した債務および責任の支払

(b) 解散の費用、手数料、および、経費の支払、ならびに、

(c) 所定の額を超えない限りで、拠出者間における拠出者の権利の調整

第12条 役員となるべき者に関する書類 (Statement of proposed officers)⁽¹⁹⁾

(1) 登記官に提出しなければならない役員となるべき者に関する書類は、次の各号に掲げる事項について所定の詳細を含まなければならない。

(a) 会社の最初の取締役となるべき者

(b) 私会社となる会社が秘書役をおく場合には、会社の最初の秘書役（または共同秘書役）となるべき者

(c) 公開会社となる会社の場合には、会社の最初の秘書役（または共同秘書役）となるべき者

(2) 第1項にいう所定の詳細とは、次の各号に掲げる名簿に記載することを要求される詳細である。

(a) 取締役の場合には、会社の取締役名簿および取締役住所録（第162条ないし第166条参照）

(b) 秘書役の場合には、会社の秘書役名簿（第277条ないし第279条参照）

(3) 役員となるべき者に関する書類には、取締役、秘書役または共同秘書役の1人として氏名または名称を掲げられる者それぞれが、それぞれの資格において行為することを承諾する旨の記述を含まなければならない。

企業体の全構成員が共同秘書役となる場合には、承諾は、すべての構成員のために1構成員がなすことができる。

第13条 法令遵守書 (Statement of compliance)⁽²⁰⁾

(1) 登記官に提出しなければならない法令遵守書は、登記に関するこの法律の要件を遵守した旨の文書である。

(2) 登記官は、法令遵守書を法令遵守の充分な証拠として受領することができる。

登記とのその効力 (Registration and its effect)

第14条 登記 (Registration)⁽²¹⁾

(18) 本条は、1985年会社法第2条第4項に代わる規定である。

(19) 本条は、1985年会社法第10条第2項および第3項に代わる規定である。

(20) 本条は、1985年会社法第12条第3項および第3A項に代わる規定である。

登記官は、登記に関するこの法律の要件が充足されたと認めるときは、提出された書類を登記するものとする。

第15条 設立証書の発行 (Issue of certificate of incorporation)⁽²²⁾

- (1) 会社登記官は、会社の登記に当たり、会社が設立された旨の証書を発行するものとする。
- (2) 設立証書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (a) 会社の名称および登記番号
 - (b) 設立期日
 - (c) 有限責任会社であるか無限責任会社であるかの別、および、有限責任会社であれば、株式有限責任会社であるか保証有限責任会社であるかの別
 - (d) 私会社であるか公開会社であるかの別
 - (e) 会社の登記営業所が、イングランドおよびウェールズ（またはウェールズ）、スコットランド、または、北アイルランドに所在するか否か
- (3) 設立証書は、登記官によって署名されるか、または、登記官の公印によって認証されなければならない。
- (4) 設立証書は、登記に関するこの法律の要件が遵守されたことおよび会社がこの法律に基づき適法に登記されたことの確定的な証拠となる。

第16条 登記の効力 (Effect of registration)⁽²³⁾

- (1) 会社の登記は、設立期日から以下の効力を有する。
- (2) 基本定款に署名した出資者は、会社の社員となるその他の者ととも、設立証書に記載された名称により、会社としての団体を構成する。
- (3) 当該会社は、法人格を有する会社のすべての機能を行行使することができる。
- (4) 会社の地位および登記営業所は、登記申請書に記載されたもの、または、登記申請書と関連するものとされる。
- (5) 株式資本を有する会社の場合には、基本定款に署名した出資者は、資本および原始株式保有に関する書類に定める株式の保有者となる。
- (6) 役員となるべき者に関する書類に記載された者は、次の各号に掲げる役員としてそれぞれ選任されたものとみなされる。
- (a) 会社の取締役、または、
 - (b) 会社の秘書役もしくは共同秘書役

[川島いづみ]

(21) 本条は、1985年会社法第12条第1項および第2項を踏襲する規定である。

(22) 本条は、1985年会社法第13条第1項第2項および第7項第(a)号を踏襲する規定である。第2項には新設規定が含まれている。

(23) 本条は、1985年会社法第13条第3項ないし第5項に代わる規定である。

第 8 編 会社の社員 (A COMPANY'S MEMBERS)

〔解 説〕

2006年会社法の第 8 編は、会社の社員を定義するとともに、社員名簿 (register of members) とイギリスと一定の関係を有する国または区域に備え置かれる海外支店備置き社員名簿 (overseas branch registers) に関するルールを定めるほか、従属会社が親会社社員となることを原則として禁止する立法主義を採用する。

このうち第 1 章は、会社の社員となるための要件を定めるものであり、基本定款署名者とそれ以外の者とを分けて規定する。イギリス法では、基本定款署名者は、定款への署名が社員たる地位を取得する要件であるのに対し、それ以外の者については、社員となることの同意に加え、その者の名前が社員名簿に登録されることにより、初めて社員たる地位が取得されるというのがコモンロー原則⁽²⁴⁾であるからである。第112条は、この原則を確認している。

第 2 章は、社員名簿の記載事項、社員名簿の閲覧・謄抄本交付請求権と会社の対応等のほか、日本法には見られない社員名インデックスの作成・備置き等についても規定しており、注目される。また、第123条は一人会社 (single member company) に関するものであるが、2006年会社法では、1985年会社法が私会社に限り 1 人会社を許容していた⁽²⁵⁾のを改め、公開会社 (public company) にもこれを認めるに至っている。イギリス会社法上は大きな変更といえようが、ともあれ2006年会社法第123条は、社員名簿上も当該会社が一人会社であることを明示することを求めており、記載面で特別な扱いが行われている。このほか、第124条は、会社が自己株式を金庫株として保有する場合の社員名簿の記載について規定するが、1985年会社法上の取扱いを変更するものではないとされている⁽²⁶⁾。また、第128条は、社員名簿の記載または記載懈怠による損害賠償請求権の出訴期間を10年と定める。これは Company Law

(24) *Reese River Silver Mining Co. v. Smith* (1869) LR 4 HL 64 at 80, *Re Briton Medical and General Life Association* (1888) 39 Ch D 61 at 71.

(25) 1985年会社法352A 条。2006年会社法により同条は削除された。

(26) DTI, *Explanatory Notes to the Companies Act 2006*, para. 251. DTI は現在では、the Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform と名称変更され、一般に BERR と呼ばれている。

Review の最終報告書の勧告を受け、20年とされていたものを10年に短縮するものであり⁽²⁷⁾、実質的な変更点といえるであろう。

第3章は前述の海外支店備置き社員名簿 (overseas branch registers) につき、社員名簿との関係、その記載事項、備置き、閲覧等について定めている。

第4章は、従属会社 (subsidiary) による支配会社 (holding company) 株式の取得を禁止する1985年会社法23条をリストイトするにすぎず、同法の規律について実質的な変更を加えるものではないとされている⁽²⁸⁾。

なお、第8編は、2009年10月1日までに全面施行される予定である。

[条 文]

第1章 会社の社員 (The members of a company)

第112条 会社の社員 (The members of a company)

- (1) 会社の基本定款 (a company's memorandum) に署名した者は、当該会社の社員となることに同意したものとみなし、当該会社の設立登記により社員となり、社員として社員名簿に登録されなければならない。
- (2) 基本定款署名者以外の者は、会社の社員となることに同意し、且つ、その名前 (name) が当該会社の社員名簿に登録されることで、当該会社の社員となる。

第2章 社員名簿 (Register of members)

総則 (General)

第113条 社員名簿 (Register of members)

- (1) すべての会社は、その社員の名簿を備え置かなければならない。
- (2) 社員名簿には以下の事項を記載しなければならない。
 - (a) 社員の名前 (name) および住所、
 - (b) 社員ごとに社員として登録された日、および、
 - (c) 社員としての地位を喪失した日
- (3) 株式資本 (a share capital) を有する会社は、株主名簿に、株主の名前および住所のほか、以下の事項にかかる説明を記載しなければならない。
 - (a) 各株主が有する株式。(i) (株式に番号が付されている限り) 当該株式の番号毎に、また、(ii) 当該会社が2以上の種類の株式を発行しているときは、当該株式の種類毎に区別するものとする。
 - (b) 各株主の株式につき払い込まれた額または払い込まれたものとみなすものと合意された額
- (4) 会社がその株式を併合株式 (stock)⁽²⁹⁾ に転換し、且つ、その旨を登記官 (the

(27) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 253.

(28) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 255.

registrar) に通知したときは、社員名簿は、株式の数および前項に定める株式に係る事項に代えて、各株主が有する併合株式の額および種類を表示しなければならない。

(5) 会社の株式または併合株式の共有者の場合は、当該会社の株主名簿には、各共有者の名前を記載しなければならない。その他の点に関しては、共有者は本章の目的に関して一人の株主とみなされる（したがって、株主名簿には単一の住所を表示しなければならない。）。

(6) 株式資本を有しない会社が2以上の種類の社員を有する場合は、社員の名前および住所のほか、各社員が属する種類に係る説明を社員名簿に記載しなければならない。

(7) 会社が本条に違反する場合、当該会社および任務懈怠のある当該会社の一切の役員 (officer) が有罪となる。

(8) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第114条 社員名簿の閲覧 (Rights to kept available for inspection)

(1) 会社の社員名簿は、これを以下の場所において閲覧に供しなければならない。

(a) 当該会社の登記営業所 (registered office)

(b) 第1136条に基づく規則に定める場所

(2) 会社は、登記官に対し、当該会社の社員名簿が閲覧に供される場所および当該場所に変更がある場合はその旨を通知しなければならない。

(3) 社員名簿が、作成された後いかなるときも（または、当該日において現存する社員名簿の場合には当該日以後いかなるときも）当該会社の登記営業所において閲覧可能な状態にあるときは、前項の通知を要しない。

(4) 第3項の適用において当該日とは、以下の日をいう。

(a) グレート・ブリテン島において登記された会社の場合は1948年7月1日、および、

(b) 北アイルランドにおいて登記された会社の場合は1961年4月1日

(5) 会社が14日間継続して、第2項の遵守を怠るときは、以下の者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(29) stock と share とは、株主の出資を意味するものとしては同一であり、一般的に share は stock を含むものと理解されている。しかし、stock は、もともと株主の便宜のために、全額払込済の shares を併合した集合概念であり、share のように均分されていない資本部分を指している。Stock は全額払込済株式からなるので、これを直接発行することはできないとされている。酒巻俊雄「オーストラリア会社法 (III)」国際商事法務98号35頁, J. H. Farrar & B. M. Hannigan, *Farrar's Company Law*, 4th ed., 1998, p. 214

(b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(6) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第115条 社員インデクス (Index of members)

(1) 社員数が50人を超えるすべての会社は、当該会社の社員名インデクス (an index of the names of members) を備え置かなければならない。ただし、社員名簿がそれ自体においてインデクスの形式を備えているときは、この限りでない。

(2) 前項の会社は、何であれ社員名簿の記載に変更が行われたときは、その日から14日以内に社員名インデクスに必要な変更を加えなければならない。

(3) 社員名インデクスは、各社員ごとに、社員名簿における当該社員の口座を容易に発見することができるだけの表示を伴うものでなければならない。

(4) 社員名インデクスは、いつでも、社員名簿と同一の場所においてこれを閲覧に供しなければならない。

(5) 本条が遵守されないときは、以下の者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(6) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第116条 閲覧および謄抄本交付請求権 (Rights to inspect and require copies)

(1) 社員名簿および社員名インデクスは、これを以下の者による閲覧に供しなければならない。

(a) 当該会社のすべての社員には無償で

(b) 社員以外の者には所定の手数料の支払と引換えに

(2) 誰でも、所定の対価を支払って、会社の社員名簿の謄本または抄本の交付を請求することができる。

(3) 前2項に定める権利のいずれかを行使しようとする者は、その旨の請求を当該会社に対して行わなければならない。

(4) 前項の請求は以下の情報を含まなければならない。

(a) 請求者が自然人である場合は、その者の氏名および住所

(b) 請求者が団体 (organisation) である場合は、当該団体を代表して前項の請求を行う職務権限を有する自然人の氏名および住所

(c) 当該情報の利用目的、ならびに、

(d) 当該情報が請求者以外の者に対し開示されることの有無、および、当該情報が請求者以外の者に対して開示されるときは、以下の事項；

(i) 当該者が自然人である場合は、その氏名および住所

(ii) 当該者が団体である場合は、当該団体を代表して当該情報を受領する職務権限を有する自然人の氏名および住所、ならびに、

(iii) 当該者による当該情報の利用目的

第117条 社員名簿：閲覧または謄抄本交付請求に対する対応 (Register of members : response to request for inspection or copy)

(1) 会社が第116条(社員名簿：閲覧および謄抄本交付請求権)に基づく請求を受けた場合は、当該会社は5営業日以内に次のいずれかの対応を行わなければならない。

(a) 当該請求に応じること、または、

(b) 裁判所に対し申立てを行うこと

(2) 当該会社が裁判所に対し申立てを行うときは、当該会社は請求者に対して告知を行わなければならない。

(3) 本条による申立てに基づいて裁判所が、閲覧または謄抄本交付の請求が正当な目的のために行われるものでないと認めるときは、

(a) 裁判所は、当該会社に対し、当該請求に応じてはならないと命じるものとし、

(b) 裁判所はさらに、当該請求を行った者が当該申立ての当事者ではない場合であっても、当該申立てに係る費用(スコットランドでは出費(expenses))の全部または一部はこれを当該請求を行った者が支払わなければならないと命じることができる。

(4) 裁判所が前項の命令を行う場合において、当該会社が同一目的で別になされる社員名簿の閲覧または謄抄本交付の請求(第1項の請求者と同一の者が行う請求であると、異なる者が行う請求であるとを問わない。)を現に受けているかまたは受ける可能性がある裁判所において認めるときは、裁判所は、当該会社が同一目的でなされる一切の社員名簿の閲覧または謄抄本交付の請求に応じてはならないと命じることができる。

当該命令は、当該命令が適用される社員名簿の閲覧または謄抄本交付の請求を特定するために裁判所において適当と思量する条項を含むものでなければならない。

(5) 本条による申立てに基づき裁判所が当該会社に対し、社員名簿の閲覧または謄抄本交付の請求に応じてはならないと命じない場合は、当該会社は、裁判所の決定または場合によっては申立て手続きの取下げ(却下)の後直ちに当該請求に応じなければならない。

第118条 社員名簿：閲覧(請求)の拒絶または謄抄本交付の懈怠 (Register of members : refusal of inspection or default in providing copy)

(1) 裁判所の命令に従うことなく、第116条(社員名簿：閲覧および謄抄本交付請求権)に基づいてなされた社員名簿の閲覧請求が拒絶され、または、同条に基づいて請求された社員名簿の謄抄本が交付されない場合は、以下の者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(2) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(3) 第1項にいう閲覧拒絶または交付懈怠の場合に、裁判所は、命令をもって、即

座に社員名簿を閲覧させることを強制することができ、または場合により、請求された社員名簿の謄抄本を請求者に対し送付することを命ずることができる。

第119条 社員名簿：情報の請求または情報の開示に関連する犯罪 (Register of members : offences in connection with request for or disclosure of information)

(1) 何人も、故意または未必の故意により (knowingly or recklessly)、第116条 (社員名簿：閲覧および謄抄本交付請求権) に基づく請求にあたり、重要な事項につき誤解を招くおそれのある、虚偽のまたは詐欺的な表示を行うことは、有罪となる。

(2) 第116条により付与される権利のいずれか一つの行使により得られる情報を有する者が、次のいずれか一に該当する場合は、有罪となる。

当該者が、第三者が正当な目的に該当しない目的のために当該情報を利用する可能性があることを知りながら、または、その可能性があることを疑うべき理由がありながら、

- (a) 何であれ当該情報が当該第三者に開示される結果となることを行うこと、または、
 - (b) 不作為により、当該情報が当該第三者に開示される結果を招来すること
- (3) 本条に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、2年以下の懲役もしくは罰金 (またはその併科)
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は
 - (i) イングランドおよびウェールズでは、12ヶ月以下の懲役もしくは法定最高額以下の罰金 (またはその併科)
 - (ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6ヶ月以下の懲役もしくは法定最高額以下の罰金 (またはその併科)

第120条 社員名簿および社員名インデクスの状況に関する情報 (Information as to state of register and index)

(1) ある者が社員名簿を閲覧し、または会社がその者に対し社員名簿の謄本または抄本を交付する場合には、当該会社は、社員名簿に対し最後に変更が行われた直近日 (当該日がある場合) を当該者に対し通知しなければならない。

(2) ある者が社員名インデクスを閲覧する場合には、当該会社は、社員名インデクスに反映されていない変更が社員名簿に存在するか否かを通知しなければならない。

(3) 会社が第1項または第2項により要求される情報を提供しない場合は、以下の者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員
- (4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

第121条 旧社員に関する記載事項の削除 (Removal of entries relating to former members)

会社の旧社員に関する記載事項は、その者が社員たる地位を喪失した日から10年が

経過した後は、これを社員名簿から削除することができる。

特例 (Special cases)

第122条 無記名株券 (Share warrants)

- (1) 無記名株券を発行した場合は、会社は
 - (a) 社員名簿に以下の事項を記載し、且つ、
 - (i) 無記名株券発行の事実
 - (ii) 無記名株券に表彰される株式に関する説明。当該説明は、株式に番号が付されている限り、各株式を番号ごとに区別して行う説明とする。
 - (iii) 無記名株券の発行の日
 - (b) 必要がある場合は、無記名株券に表彰された株式につきその保有者の名義が社員名簿に表示されることがないように社員名簿を変更しなければならない。
- (2) 無記名株券が返還されるまでは、第1項第(a)号に定める事項は、本法により社員名簿に記載することを要する事項とみなす。
- (3) 無記名株券の所持人 (bearer) は、定款 (the articles of association) にその旨の定めがあるときは、これを完全にまたは定款に定めた目的に関連して、本法にいう会社の社員とみなすことができる。
- (4) 会社の定款に従い、無記名株券の所持人は、消却のため当該無記名株券が返還される際に、その者の名前を社員名簿上の社員として登録させることができる。
- (5) 無記名株券が返還され消却されないにもかかわらず、会社が当該無記名株券に表彰される株式について無記名株券の所持人の名前を社員名簿を記入したことにより誰であれ損失を被った者がある場合は、当該会社は当該者の被った損失について責任を負う。
- (6) 無記名株券が返還される場合は、その返還の日付を社員名簿に記載しなければならない。

第123条 一人会社 (Single member companies)

- (1) 有限責任会社 (a limited company) が本法に基づき一人の社員のみをもって設立された場合は、当該会社の社員名簿には、単独社員の名前および住所のほか、当該会社がただ一人の社員しか有しない旨の説明を記載しなければならない。
- (2) 有限責任会社の社員数が1人に減少した場合、または、社員がただ1人しか存しない無限責任会社 (an unlimited company) が再登記 (re-registration) により有限責任会社となった場合は、当該事実が発生した後直ちに、当該会社の社員名簿に単独社員の名前および住所のほか、以下の事項を記載しなければならない。
 - (a) 当該会社がただ一人の社員しか有しない旨の説明、および、
 - (b) 当該会社が一人会社となった日
- (3) 有限責任会社の社員が1人から2人以上に増加した場合は、当該事実が発生した後直ちに、当該会社の社員名簿に単独社員であった者の名前および住所のほか、以下の事項を記載しなければならない。
 - (a) 当該会社が一人会社でなくなった旨の説明、および、

- (b) 当該事実が発生した日
 - (4) 会社が本条を遵守することを懈怠した場合、次の者が有罪となる。
 - (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員
 - (5) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。
- 第124条 自己株式を金庫株として保有する会社** (Company holding its own shares as treasury shares)
- (1) 会社が、第724条(金庫株)が適用される場合に自己株式を有償取得した場合において、
 - (a) 当該会社が当該自己株式の有償取得後直ちに当該株式の全部を消却するとき、第113条(社員名簿)の要件を遵守することを要せず、
 - (b) 当該会社が当該自己株式の有償取得後直ちに必ずしも当該株式の全部を消却するのではないときは、直ちに消却された株式は第113条の目的に関連して存在しないものとする。
 - (2) 第1項に従いながら、会社がその株式を金庫株として保有する場合には、当該会社を、当該株式を有する社員として社員名簿に記載しなければならない。

補則 (Supplementary)

第125条 社員名簿を訂正する裁判所の権限 (Power of court to rectify register)

- (1)
 - (a) 相当の理由なしに、ある者の名前が会社の社員名簿に記載され、もしくは、社員名簿から削除された場合、または、
 - (b) ある者が社員の地位を喪失した事実を社員名簿に記載せず、もしくは当該事実の社員名簿への記載について不必要な遅延が生ずる場合は、
 それによる被害者 (the person aggrieved)、当該会社の一切の社員、または当該会社は、裁判所に対し社員名簿の訂正を行うことを申し立てることができる。
- (2) 裁判所は、当該申立てを拒絶し、または、社員名簿の訂正および被害者の被った損害の賠償金を会社が支払うことを命令することができる。
- (3) 第1項の申立てが行われた場合、裁判所は、当該申立ての当事者である者の有する、その者の名前を社員名簿に記載させまたはその者の名前を社員名簿から抹消させる権原に関連する問題 (question) について、当該問題が社員間もしくは社員と申し立てられた者との間で生ずるものであるか、社員もしくは社員と申し立てられた者と当該会社との間で生ずるものであるかにかかわらず、裁決すること (decide) ができ、一般的に、社員名簿の訂正のために裁決することが必要または適当である問題について裁決することができる。
- (4) 本法により社員リスト (a list of its members) を会社登記官に送付することを要する会社の場合は、裁判所は、社員名簿の訂正命令を行うときに、その命令をもつ

て、当該訂正についての通知を登記官に対し行うよう命ずるものとする。

第126条 社員名簿に記載されない信託 (Trusts not to be entered on register)

明示的信託と黙示的信託と擬制信託とを問わず、一切の信託に係る通知 (notice of trust) は、イングランドおよびウェールズまたは北アイルランドで設立登記のされた会社の社員名簿にはこれを記載しないものとし、登記官もこれを受理することができないものとする。

第127条 社員名簿の証拠能力 (Register to be evidence)

社員名簿は、本法により社員名簿への記載を要求されている事項または社員名簿への記載を認められている事項に関する一応の証拠 (prima facie evidence) となる。

第128条 社員名簿の記載事項から生ずる請求権の行使期限 (Time limit for claims arising from entry in register)

(1) 以下の原因により会社が負う責任は、社員名簿への記載が行われた日、社員名簿の記載が削除された日または場合により社員名簿への記載または社員名簿の記載抹消の懈怠が最初であった日から10年が経過したときは、これを強制することができなくなる。

(a) 社員名簿への記載または社員名簿の記載の削除

(b) 社員名簿への記載または社員名簿の記載抹消の懈怠

(2) 本条は、前項の期限より短期の出訴期限 (limitation) がある場合にその適用を妨げない (スコットランドでは、責任を生じさせる債務は当該責任の出訴期限の到来前に無効になる旨の準則の適用をも妨げない)。

第3章 海外支店備置き社員名簿 (Overseas Branch Registers)

第129条 海外支店備置き社員名簿 (Overseas branch registers)

(1) 株式資本を有する会社は、本章が適用される国または区域 (territory) において事業を行う場合は、当該国または区域に在住する社員について海外支店備置き名簿 (海外支店備置き社員名簿 (Overseas branch registers)) を当該国または区域に備え置くことができる。

(2) 本章が適用されるのは、

(a) 連合王国 (the United Kingdom)、チャネル諸島およびマン島 (the Isle of Man) 外にある英国自治領 (Her Majesty's dominions) のすべて、および、

(b) 以下に掲げる国または区域

バングラデシュ

キプロス (Cyprus)

ドミニカ共和国

ガンビア共和国 (the Gambia)

ガーナ

ギアナ

中華人民共和国香港特別行政区

インド

アイルランド
 ケニア
 キリバス共和国
 レソト王国
 マラウイ共和国
 マレーシア
 マルタ共和国
 ナイジェリア
 パキスタン
 セイシェル共和国
 シェラレオネ共和国
 シンガポール
 南アフリカ共和国
 スリランカ
 スワジランド共和国
 トリニダードトバゴ共和国
 ウガンダ共和国
 ジンバブエ共和国

(3) 国務大臣 (The Secretary of State) は、省令をもって、会社が特定の国または正域に社員名簿を備え置いているものとみなされる場合に関する規定を定めることができる。

(4) 本条に基づく省令は、不採択決議手続 (negative resolution procedure)⁽³⁰⁾ に服する。

(5) 以下の語は、別段の定めがない限り、本条に基づき備え置かれる海外支店備置き社員名簿をいうものとして読むものとする。

(30) negative resolution procedure とは、2006年法令改正法 (the Legislative and Regulatory Reform Act 2006) (c. 51) に定められた、政省令の制定手続の一つであり、同法16条に規定されている。それによれば、当該手続が適用される場合、大臣 (a Minister of the Crown) は、政省令案の提出から貴族院または下院のいずれかが40日の期間内に政省令としない旨の決議を行ったときは、政省令を政省令案に従って制定することができないとされている (同法第16条第2項・3項)。また、提案されて政省令案につき報告を行うべき貴族院または下院のいずれかの委員会が政省令案の提出後30日経過後にして40日の期間経過前であれば、大臣が政省令案に従って政省令を制定しない旨を勧告することができ (同条第4項)、その場合は、勧告を行った院が当該勧告を拒絶しない限り、大臣は政省令案に従って政省令を制定することができない (同条第5項)。こうしたことから、negative resolution procedure を不採択決議手続と訳した。

- (a) 一切の法律または（特に会社の定款を含む）法律的文書 (instrument) について自治領備置き社員名簿 (a dominion register)
- (b) 1929年11月1日前に登記された付属定款について植民地備置き社員名簿 (a colonial register)

第130条 海外支店備置き社員名簿の備置き開始に関する通知 (Notice of opening of overseas branch register)

(1) 海外支店備置き社員名簿の備置きを開始する会社は、備置き開始日から14日以内に、当該社員名簿が備え置かれる国または正域を示す通知を登記官に対し行わなければならない。

(2) 第1項が遵守されないときは、以下の者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(3) 第2項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第131条 海外支店備置き社員名簿の備置き (Keeping of overseas branch register)

(1) 海外支店備置き社員名簿は、これを当該会社の社員名簿（以下、基本社員名簿 (the main register) という）の一部とみなす。

(2) 国務大臣は、第2章の規定が海外支店備置き社員名簿に適用される場合に当該規定を修正する規定を、省令をもって定めることができる。

(3) 本条に基づく省令は、不採択決議手続 (negative resolution procedure) に服する。

(4) 本法の規定に従い、会社はその定款をもって、当該会社が海外支店備置き社員名簿の備置きに関し適当と思量する規定を定めることができる。

第132条 連合王国内での閲覧に供される海外支店備置き社員名簿またはその複本 (Register or duplicate to be kept available for inspection in UK)

(1) 海外支店備置き社員名簿を備え置く会社は、当該会社の基本社員名簿が閲覧のために備え置かれている連合王国内の場所 (the place) において以下のいずれか一つを閲覧に供するために備え置かなければならない。

- (a) 当該海外支店備置き社員名簿、または、
- (b) 随時適切に洩れなく更新される海外支店備置き社員名簿の複本

(2) 前項にいう複本は、本法の目的に関してこれを基本社員名簿の一部とみなす。

(3) 第1項が遵守されないときは、以下の者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(4) 第3項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第133条 海外支店備置き社員名簿に登録される株式取引 (Transactions in shares)

registered in overseas branch register)

- (1) 海外支店備置き社員名簿に登録される株式は、これを基本社員名簿に登録される株式と区別しなければならない。
- (2) 海外支店備置き社員名簿に登録される株式に係る取引は、これをその他の社員名簿に登録することができない。
- (3) 海外支店備置き社員名簿に登録される株式の譲渡証書 (an instrument of transfer) は、
 - (a) これを連合王国外に所在する財産の譲渡とみなし、且つ、
 - (b) 連合王国内の一部で執行されたものでない限り、印紙税が免除される。

第134条 現地裁判所の管轄権 (Jurisdiction of local courts)

- (1) 海外支店備置き社員名簿が備え置かれる国または正域において管轄権を有する裁判所 (a competent court) は、
 - (a) 社員名簿を訂正するため (第125条参照)、または、
 - (b) 社員名簿の閲覧または謄抄本の交付の請求に関連して、連合王国内の裁判所が行使用することができるものと同一の管轄権を行使することができる。
- (2) 以下の犯罪は、海外支店備置き社員名簿が備え置かれる国または正域において陪審によらない刑事裁判権を有する裁判所 (tribunal) においてこれを陪審によらず訴追することができる。
 - (a) 社員名簿の閲覧を拒絶することまたは社員名簿の謄抄本を交付しないこと (第118条参照)、
 - (b) 社員名簿の閲覧または謄抄本の交付の請求に際して虚偽の、誤解を招くおそれのある、または詐欺的な表示を行うこと
- (3) 本条の適用は、(類似の規定を設ける) 1985年会社法 (c. 6) の附則第14の第3項が本章の施行の直前まで域外適用されていた国または正域に限りこれを拡大する。

第135条 海外支店備置き社員名簿の廃止 (Discontinuance of overseas branch register)

- (1) 会社は、海外支店備置き社員名簿を廃止することができる。
- (2) 会社が海外支店備置き社員名簿を廃止する場合、当該社員名簿のすべての記載事項はこれを以下のいずれかに転記しなければならない。
 - (a) 当該社員名簿の備置き場所と同一の国または正域に備え置かれている他の海外支店備置き社員名簿
 - (b) 基本社員名簿
- (3) 当該会社は、海外支店備置き社員名簿の廃止から14日以内に登記官に対し通知を行わなければならない。
- (4) 第3項が遵守されないときは、以下の者が有罪となる。
 - (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員
- (4) 第4項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールの

レベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第 4 章 従属会社がその支配会社の社員となることの禁止
(Prohibition on subsidiary being member of its holding company)

禁止原則 (General prohibition)

第136条 従属会社がその支配会社の社員となることの禁止 (Prohibition on subsidiary being a member of its holding company)

- (1) 本章に定める場合を除いて,
 - (a) 法人 (a body corporate) はその支配会社である会社の社員となることができず,
 - (b) 会社の株式の当該会社の従属会社に対する割当てまたは譲渡は効力を生じない。
- (2) 別段の定めが規定されているのは、以下の条文である。
 - (a) 第138条 (人格代表者または受託者として行為する従属会社), および,
 - (b) 第141条 (公認証券ディーリング業者 (authorised dealer in securities)) として行為する従属会社

第137条 本章の禁止の適用開始前に取得された株式 (Shares acquired before prohibition became applicable)

- (1) 法人が,
 - (a) 当該日の前に,
 - (b) 当該日以後で、且つ、本章の施行開始前において、その時点で効力を有していた1985年会社法第23条第1項または1986年会社(北アイルランド)令(S.I. 1966/1032 (N.I. 6) 第33条第1項(または、それ以前の同趣旨の法令)の禁止が適用されなかったときに、または,
 - (c) 本章の施行開始以後の時点で、第136条の禁止が適用されなかったときに、ある会社の株式の保有者となった場合は、当該法人は当該会社の社員であり続けることができる。
- (2) 第1項(a)号にいう当該日とは次の日をいう。
 - (a) グレート・ブリテン内で設立登記されている会社の場合は1948年7月1日,
 - (b) 北アイルランド内で設立登記されている会社の場合は1961年4月1日
- (3) 本条により法人がある会社の社員であり続けることが許容される限り、当該会社の剰余金の資本組入れ (capitalisation of reserves) による当該法人に対する当該会社の株式の全額払込済株式 (fully paid shares) の割当ては、これを有効に行うことができる。
- (4) 第136条の禁止が(本条の適用がある場合を除いて)適用される限り、当該法人は、第1項にいう株式または第3項にいう割当株式に関して、書面決議または当該会社の社員総会もしくは種類社員総会における議決権を有しない。

人格代表者または受託者として行為する従属会社

(Subsidiary acting as personal representative or trustee)

第138条 人格代表者または受託者として行為する従属会社 (Subsidiary acting as personal representative or trustee)

(1) 第136条の禁止 (従属会社とその支配会社の社員となることの禁止) は、当該従属会社がかもつばら以下のいずれかとして関係する場合にはこれを適用しない。

- (a) 人格代表者として、または、
- (b) 受託者として

但し、従属会社が受託者として関係する場合において、支配会社または当該支配会社の従属会社が当該信託による受託者としての利害関係を有するときは、この限りでない。

(2) 支配会社または当該支配会社の従属会社が当該信託による受託者としての利害関係を有するか否かを確認するという目的に関連して、以下の利害関係はこれを除外するものとする。

- (a) 当該支配会社または従属会社が金銭貸付を含む通常の事業過程において行った取引のための担保としてのみ有する利害関係
- (b) 第139条 (除外される利害関係：年金計画または従業員持株計画に基づく残余利害関係) または第140条 (除外される利害関係：年金計画または従業員持株計画に基づく使用者の回復請求権 (right or recovery) にいう一切の利害関係)
- (c) 当該支配会社または従属会社が受託者として有する一切の権利。これは特に以下の権利を含む。
 - (i) 信託財産から費用の支払もしくは報酬の支払を受ける権利、および、
 - (ii) 受託者としての職務の遂行における一切の作為または不作為を理由として負担する責任について信託財産から補償を受ける権利

第139条 除外される利害関係：年金計画または従業員持株計画に基づく残余利害関係 (Interests to be disregarded: residual interest under pension scheme or employees' share scheme)

(1) ある会社の株式が年金計画または従業員持株計画のために信託的に保有されている場合は、第138条の目的に関連して、占有には付与されない残余利害関係はこれを除外するものとする。

(2) 「残余利害関係」とは、当該会社または従属会社 (以下、残余受益者 (residual beneficiary) という) が、以下の事実が生じた場合に信託財産を受領することができる権利を意味する。

- (a) 当該計画に基づき生ずるすべての責任が履行され、または、当該責任につき引当てがなされた場合
- (b) 残余受益権者が当該計画に参加しなくなった場合、または、
- (c) いかなる時点においても、信託財産が当該計画に基づき生じまたは生ずると予想される責任を履行するのに必要なものを超えている場合

(3) 第2項において、

- (a) 権利とは、当該計画により受託者またはその他の者に付与された裁量権の行使に依存する権利を含み、
 - (b) 当該計画に基づき生ずる責任とは、前号の裁量権の行使により生じた、または生じる可能性のある責任を含む。
- (4) 本条の目的に関連して、以下の場合には残余利害関係が占有に対して付与される。
- (a) 第 2 項第 (a) 号の適用場面において、同号にいう事実が生じる場合（当該権利に基づいて受け取ることができる財産の額が確定されているか否かは問わない。）；
 - (b) 第 2 項第 (b) 号または第 (c) 号の適用場面において、残余受益者が受託者に対し、当該権利に基づいて受け取ることができる財産のいずれかの引渡しを請求する権利を有することとなる場合
- (5) 本条において、「年金計画」とは、従業員もしくは元従業員のためのまたは従業員もしくは元従業員に関連する当該利益から構成され、または当該利益を含む利益の提供を目的とする計画を意味する。
- (6) 第 5 項において、
- (a) 「当該利益」とは、退職時もしくは死亡時に、退職前に、または、過去の職務に関連し退職または死亡後に、支給されるまたは支給されるべき年金、一括支払金、贈与その他類似の利益を意味し、
 - (b) 「従業員」は、これを、会社の取締役が当該会社により雇用されているものと読むものとする。

第140条 除外される利害関係：年金計画または従業員持株計画に基づく使用者の回復請求権 (Interests to be disregarded: employer's rights of recovery under pension scheme or employees' share scheme)

- (1) ある会社の株式が年金計画または従業員持株計画のために信託的に保有されている場合は、第138条の目的に関連して、当該計画の加入者の使用者または元使用者をして、当該加入者の使用者または元使用者に対する金銭債務の弁済を受けることを可能ならしめるために、当該計画に基づく利益その他の権利または利害関係に設定される担保権もしくは留置権 (lien) または当該計画に基づく利益その他の権利または利害関係に対し行われる相殺は、これを除外するものとする。
- (2) 年金計画のための信託の場合には、1993年年金計画法 (c. 48) 第61条または1993年年金計画法 (北アイルランド) 法 (c. 49) 第57条 (年金計画掛金の返戻額からのプレミアム相当額の控除) その他に基づいて、同法第3章に基づき当該計画に関連して支払われた拠出金のうちプレミアム相当額に係る払戻金または一部払戻金として返還を受けまたは保持することができる金額を、当該計画の受託者から受け、または当該計画の受託者として保持することができる権利は、これを除外するものとする。
- (3) 本条において「年金計画」とは、従業員もしくは元従業員のためのまたは従業員もしくは元従業員に関連する当該利益から構成され、または当該利益を含む利益の提供を目的とする計画を意味する。

(4) 本条において「使用者」および「従業員」はこれを、会社の取締役が当該会社により雇用されているものと読むものとする。

証券ディーリング業者として行為する従属会社

(Subsidiary acting as dealer in securities)

第141条 公認証券ディーリング業者として行為する従属会社 (Subsidiary acting as authorised dealer in securities)

(1) 第136条の禁止 (従属会社とその支配会社の社員となることの禁止) は、当該従属会社とその仲介業者としての通常の事業過程において株式を保有する場合にはこれを適用しない。

(2) 本条の目的に関して、ある者が仲介業者であるとは、以下の場合をいう。

- (a) 当該者が現実的に証券ディーリング業を営み、
- (b) 当該者が、規制市場 (regulated market) の会員であるかまたは規制市場に参加する資格を有し、且つ、
- (c) 当該者が除外事業を営んでいない場合。

(3) 以下の場合は、これを除外事業とする。

- (a) 事業が専らまたは主として投資または投資運用を行なうことにあたる場合
- (b) 事業が専らまたは主として当該事業の遂行を行う者に関する者への役務の提供を行うことに当たる場合、または、当該役務の提供を唯一のまたは主要な目的として行われる場合、
- (c) 事業が保険事業に当たる場合、
- (d) 事業が年金計画を運用することまたは年金計画に係る受託者として行為することに当たる場合、または、事業が年金計画に関連しまたは年金計画の目的のために年金計画の運用者または受託者により行われるものである場合、
- (e) 事業が集団投資スキームを運営することまたは集団投資スキームに係る受託者として行為することに当たる場合、または、事業が集団投資スキームに関連しまたは集団投資スキームの目的のために当該集団投資スキームの運営者または受託者により行われるものである場合

(4) 本条の目的に関連して、

- (a) ある者が他の者と関連するかどうかの問題は、1998年所得税および法人税法 (c.1) 第839条に従ってこれを決するものとし、
- (b) 「集団投資スキーム」 (collective investment scheme) は、2000年金融サービス・市場法 (c.8) 第235条に定める意味を有するものとし、
- (c) 「保険事業」 (insurance business) とは、保険契約の締結または履行 (the effecting or carrying out of contracts of insurance) に当たる事業を意味し、
- (d) 「証券」とは、以下の投資物件そのものならびに当該投資物件に対する権利または利害関係を含み、
 - (i) オプション、
 - (ii) 先物、および、

(iii) 差額決済契約 (contracts for differences)

(e) 集団投資スキームに係る「受託者」および「運営者」は、2000年金融サービス・市場法 (c. 8) 第237条第2項に従ってこれを解釈するものとする。

(5) 本条において用いられる用語で、2000年金融サービス・市場法における、行動を規制する規定においても用いられるものは、本条においても2000年金融サービス・市場法におけると同様の意味を有する。2000年金融サービス・市場法第22条、同条に基づき制定される命令および2000年金融サービス・市場法附則第2を参照せよ。

第142条 従属会社が証券ディーリング業者として行為するその他の場合における第三者の保護 (Protection of third parties in other cases where subsidiary acting as dealer in securities)

(1) 本条は以下の場合に適用される。

(a) 証券ディーリング業者である従属会社が、意図的に (purportedly)、第136条の禁止に違反してその支配会社の株式を取得した場合において、

(b) 誠実に行動する者が、有償で且つ当該違反につき善意で、当該支配会社の株式を以下の者から取得することに合意しているとき

(i) 当該従属会社、または、

(ii) 当該子会社による支配会社株式の処分の後、当該支配会社株式を意図的に取得した者

(2) 第1項第(a)号にいう支配会社株式の当該者への譲渡は、その前に行われた従属会社による当該支配会社株式の取得が第136条の禁止に違反していなかった場合に有していたであろう効力と同一の効力を有する。

補則 (Supplementary)

第143条 株式有限責任会社以外の会社への規定の適用 (Application of provisions to companies not limited by shares)

株式有限責任会社以外の会社に関して、本章にいう株式とは、その形態の如何を問わず、当該会社の社員としての立場において有する利害関係を意味するものとしてこれを読み替えるものとする。

第144条 名義人に対する規定の適用 (Application of provisions to nominees)

本章の規定は、従属会社のために名義人として行動する者にも、当該従属会社それ自体に適用されると同様にこれを適用する。

[中村信男]

第9編 社員の権利の行使 (EXERCISE OF MEMBERS' RIGHTS)

[解説]

イギリスにおいては、投資家が上場会社の株式を保有する場合、仲介業者を介して間接的に株式を保有することが、従来にも増して増加している。このよ

うな場合、会社の株主名簿には、株主として仲介業者の名称が記載されており、その結果として、投資家は、会社から情報を得るにも、議決権行使について指示を与えるにも、典型的には仲介業者との間の契約に依存することになる。

2006年イギリス会社法は、第9編において、このように間接的に株式を保有する投資家（実質株主）が、会社のガバナンスに関する権利を直接的に行使することを可能とする規定を新たに導入した。まず、第145条では、会社が定款の規定によって、他の者が株主の権利を享受もしくは行使すること、または、実質株主が名簿上の株主を通じて会社の文書その他の情報を受領するものとするができることについて、注意的に規定する。

そして、第146条以下の規定において、上場会社等の株式を間接的に保有する投資家が、名簿上の株主から指名を受けることにより、直接会社から情報を受領できることを定めている。このような指名を行うか否かの決定は、名簿上の株主の意思による。第152条および第153条は、名簿上の株主が、より容易に、株式保有の実質を反映させて議決権の不統一行使をすることや、実質株主が、たとえば株主総会決議についての請求権行使に参加することを可能とする規定である。なお、第13編の第324条ないし第331条には、名簿上の株主が、間接的に株式を保有する実質株主を代理人として、議決権行使を委任することを可能とする規定が設けられている⁽³¹⁾。

第9篇は、2007年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

会社定款の規定の効力 (Effect of provisions in company's articles)

第145条 社員権の享受または行使に関する定款規定の効力 (Effect of provisions of articles as to enjoyment or exercise of members' rights)

(1) 本条は、会社の定款に、社員が、会社に対する当該社員の権利の全部もしくは特定の一部を享受し、または、行使するものとして、他の者を指名することを可能とする規定を設ける場合に、適用される。

(2) 前項に定める規定が効力を有する限りで、社員が行いもしくは社員に関して行われることを会社法の規定が要求しまたは許容する行為は、会社の社員に代わって、被指名者が行いまたは被指名者に関して行われるものとする。

(31) イギリス会社法における実質株主の開示制度については、山田尚武「実質株主の開示制度—イギリス会社法における実質株主の開示制度を参考に—」商事法務1797号(2007年)32頁、同1800号(2007年)44頁以下。

- (3) 前項の規定は、とりわけ、次に掲げる条項に定める権利に適用される。
 - (a) 第291条および第293条
 - (b) 第292条（書面決議の回付を請求する権利）
 - (c) 第303条（取締役に対して社員総会の招集を請求する権利）
 - (d) 第310条（総会の通知を受ける権利）
 - (e) 第314条（総会における議案の回付を請求する権利）
 - (f) 第324条（総会における代理人を選任する権利）
 - (g) 第338条（公開会社の年次総会について決議の回付を請求する権利）
 - (h) 第423条（年次計算書類および報告書の謄本を受領する権利）
- (4) 本条および本条第1項に定める定款規定は、
 - (a) 社員以外の者に会社に対して執行できる権利を与えるものではなく、
 - (b) 会社における社員の権益（interest）の全部または一部の有効な譲渡または処分のために必要な要件に変更を加えるものではない。

情報に関する権利（Information rights）

第146条 上場会社等：情報に関する権利を享受する者の指名（Traded companies: nomination of persons to enjoy information rights）

- (1) 本条は、株式が規制市場（regulated market）⁽³²⁾において取引されることを認められた会社に適用される。
- (2) 会社の社員は、他の者のために株式を保有するときは、情報に関する権利を享受する者として当該他の者を指名することができる。
- (3) 前項にいう情報に関する権利とは、次に掲げる権利を意味する。
 - (a) 会社が、社員一般または被指名者を含む種類株主に対して送付するすべての情報の謄本を受領する権利
 - (b) 次に掲げる条文に定める権利
 - (i) 第431条または第432条（計算書類および報告書を請求する権利）
 - (ii) 第1145条（書面以外の形態で提供される情報について、書面による謄本を請求する権利）
- (4) 前項(a)号にいう、会社が社員一般に対して送付する情報には、当該会社の年次計算書類および報告書が含まれる。ただし、情報を享受するため指名された者との関係での第426条の適用については、次項の定めによる。
- (5) 情報に関する一定の権利に関しては、会社は、指名に基づいて行為することを要求されない。

(32) 第1173条に定義規定があり、金融商品市場に関するヨーロッパ議会および閣僚理事会の指令（Directive 2004/39/EC）における意義と同様とされる。したがって、ロンドンのAIM（the Alternative Investment Market）は含まれない。簡単な解説として、『図説ヨーロッパの証券市場2004年版』46頁（日本証券経済研究所，2004年）。

第147条 情報に関する権利：謄本が提供される形態 (Information rights: form in which copies to be provided)

(1) 本条は、第146条 (情報に関する権利を享受する者の指名) に基づく被指名者に提供される謄本の形態に関して適用される。

(2) 被指名者は、書面による謄本の受領を望むときは、次の各号に掲げる行為をしなければならない。

- (a) 指名者に対し、その旨を会社に通知することを請求すること、かつ、
- (b) 書面による謄本の送付先を示すこと

これらは、指名がなされるに先立って、行われなければならない。

(3) 前項の請求を受けて、指名者が、会社に対し次の各号に掲げる行為をしたときは、被指名者の権利は、適宜に情報に関する書面による謄本を受領することである。

- (a) 会社に対して、被指名者が書面による謄本を受領を望んでいる旨を通知すること、かつ、
- (b) 会社に対して、謄本の送付先を示すこと

(4) 前2項の定めは、会社が電磁的な形態またはウェブサイトによって情報を提供するためにとることのできる手続に関する附表5 (会社による情報提供) 第3編および第4編の規定に、準用される。

(5) 第3項の通知がなされないとき (または送付先が示されないとき) は、被指名者は、ウェブサイトによって情報の送付または提供がされることに同意したものとみなされる。

(6) 前項の同意は、

- (a) 被指名者がこれを撤回することができ、かつ
- (b) 第1145条に定める、他の形態で提供される情報について書面の謄本を請求する権利に変更を加えるものではない。

第148条 指名の終了または停止 (Termination or suspension of nomination)

(1) 本条の規定は、第146条 (情報に関する権利を享受する者の指名) に基づく指名に関して適用される。

(2) 指名は、当該社員または被指名者の請求により、終了する。

(3) 指名は、当該社員または被指名者について、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- (a) 自然人である場合には、死亡または破産 (bankruptcy)
- (b) 法人である場合には、解散、または、更生 (reconstruction) を目的とするもの除く清算命令の付与

(4) 前項において、

- (a) 破産には、次に掲げるものを含む。
 - (i) 個人資産の差押え (sequestration)、および、
 - (ii) 個人資産が (1985年(スコットランド)倒産法 (c. 66) の意味における) 保護信託証書の対象とされること
- (b) 清算命令の付与とは、次に掲げるものを指す。

- (i) 1986年倒産法 (c. 45) または1989年(北アイルランド)倒産令 (S.I. 1989/2405 (N.I. 19)) に基づく係る命令の付与
 - (ii) 連合王国以外の国または地域の法律に基づく同様の手続
- (5) 社員による指名の効力は、被指名者の数が、会社において社員が有する株式の数を超えるときには、停止される。
- (6) 次の各号に掲げる場合には、社員による指名の効力は、株式が当該権利を伴う限りにおいて、それぞれの権利に関する限りで、停止される。
- (a) 社員が、異なる情報に関する権利を伴う異なる種類の株式を保有する場合、および、
 - (b) 被指名者の数が、特定の権利を付与された保有株式の数を超える場合
- (7) 会社が、(a) 被指名者に対して、情報に関する権利を留保することを望むか否かを調査し、(b) 会社の調査に関する通知がなされた日から28日を経過する期間内に、回答を受領できないときは、指名は本項(b)号に定める期間の満了時にその効力を失う。
- 本項(a)号の調査は、12カ月に1回を超えて行うことはできないものとする。
- (8) 指名の終了または停止は、会社がそれに基づいて行為しなければならないことを意味するものではない。
- 会社は、適当と思量する範囲または期間において、指名の終了または停止にかかわらず、指名に基づき行為することを妨げられない。

第149条 議決権に関する情報 (Information as to possible rights in relation to voting)

- (1) 本条は、会社が第146条(情報に関する権利を享受する者の指名)に基づく被指名者に対し、総会招集通知の謄本を送付する場合に適用される。
- (2) 招集通知の謄本には、次の各号に掲げる記載を伴わなければならない。
- (a) 被指名者は、指名者である社員との合意に基づき、総会の代理人として指名される権利、または、他の者を代理人として指名する権利を有すること、
 - (b) (a)号に定める権利を有さずまたはかかる権利の行使を望まないときは、被指名者は、合意に基づき、議決権の行使について社員に指示を与える権利を有することができること
- (3) 第325条(代理人の任命に関する社員の権利の招集通知への記載)は、本条の謄本には適用されず、会社は、次の各号に掲げる行為のいずれかをしなければならない。
- (a) 第325条によって要求される通知を除外すること、または、
 - (b) 前号の通知を含めるが、それが被指名者には適用されない旨を記載すること

第150条 情報に関する権利：権利の位置付け (Information rights: status of rights)

- (1) 本条は、第146条(情報に関する権利を享受する者の指名)に基づく指名によって付与される権利に関する限りで、効力を有する。
- (2) 指名によって付与される権利の被指名者による享受は、会社に対して、会社定

款の規定によって付与された権利と同様に、社員によって行使される。

(3) 社員との意思疎通に関して効力を有する法律、および、会社定款の規定は、被指名者との意思疎通に関する関係で、(必要な修正に服しつつ) 同様の効力を有する。

(4)

(a) 立法または会社定款の規定に基づき、文書または情報を受領する権利を有する会社社員が、次に掲げるように、その送付または提供に先立つ期日または時点で指名を行っている場合には、会社はその被指名者に対して、これを送付または提供することを要さない。

(i) その指名を、当該期日または時点の後に、会社を受領したとき、または、

(ii) 当該期日または時点が指名の停止期間に当たるとき

(b) 立法または会社定款の規定に基づき、文書または情報を受領する会社社員の権利が、当該社員の現時の住所を有する会社に依存するときには、その社員が指名する者にも同様に適用される。

(5) 指名によって付与される権利は、

(a) 社員の権利に追加されるものであり、かつ、

(b) 第145条(社員の権利の享受または行使に関する会社定款の規定)に定める規定によって行使されうる権利に影響を与えないものとする。

(6) 指名によって付与される権利に効力を与えることの懈怠は、会社によってまたは会社のためになされる行為の有効性に影響を与えるものではない。

(7) 本条にいう指名によって付与される権利とは、次の各号に掲げるものを指す。

(a) 第146条第3項(情報に関する権利)にいう権利、ならびに、

(b) 次の条項の適用がある場合には、第147条第3項(文書による謄本を請求する権利)および第149条(議決権に関する情報)によって付与される権利

第151条 情報に関する権利: 改正権限 (Information rights: power to amend)

(1) 国務大臣は、次に掲げることを目的として、規則によって、第146条ないし第150条(情報に関する権利)の規定を改正することができる。

(a) 第146条が適用される会社の種類の拡大または制限

(b) 指名が当該条項に基づきなされる状況に関する、他の規定の制定

(c) 指名によって付与される権利の拡大または制限

(2) 本条第1項に定める規則は、国務大臣が必要であると判断するときは、本編の他の規定または他の立法に、結果として修正を加えることができる。

(3) 本条に基づく規則は、採択決議手続 (affirmative resolution procedure)⁽³³⁾ に

(33) 2006年法令改正法 (the Legislative and Regulatory Reform Act 2006) 第17条に定める政省令の制定手続である。大臣は、政省令案の議会提出から40日の期間経過後に、議会両院の決議によって採択されるときは、政省令案に従って政省令を制定できること、また、両院のいずれかの委員会が、政省令案の提出後30日の期間経過後であって40日の期間経過前に、手続を続行しない旨を勧告し、この勧告が当該院の決議によって否決されないときは、手続が続行され

服するものとする。

第152条 株式を他の者のために保有する場合の権利行使：不統一行使 (Exercise of rights where shares held on behalf of others: exercise in different ways)

(1) 社員が複数の者のために会社の株式を保有するときは、次の各号に掲げる権利のすべてを行使することは必要でなく、また行使する場合に、すべて同一の方法で行使することは必要でない。

(a) 株式の内容である権利、および

(b) 株式を保有することにより、何らかの立法に基づき行使することのできる権利

(2) 社員は、本条第1項の権利の一部を行使するときは、会社に対して、どの範囲で当該権利を行使しようとするかを通知しなければならない。

(3) 社員は、本条第1項の権利を異なる方法で行使しようとするときは、会社に対して、どのような方法で当該権利を行使しようとするか、および、それぞれの方法ごとに、どの範囲で当該権利を行使するかを通知しなければならない。

(4) 社員が、次の各号に掲げることを会社に通知することなく本条第1項の権利を行使するときは、会社は、当該社員がすべての権利を同一の方法で行使するものと推定することができる。

(a) 当該社員が権利の一部を行使すること、または、

(b) 当該社員がその権利を異なる方法で行使すること

第153条 株式を他の者のために保有する場合の権利行使：社員の請求 (Exercise of rights where shares held on behalf of others: members' requests)

(1) 本条は、次の各号に掲げる条項との関係で適用される。

(a) 第314条 (総会における議案の回付を請求する権限)

(b) 第338条 (公開会社：年次総会について決議の回付を請求する権限)

(c) 第342条 (頭数による票決について独立の報告書を請求する権限)、および、

(d) 第527条 (監査に関してウェブでの公開を請求する権限)

(2) 会社は、次の各号に掲げる条件を満たす請求を受理するときは、前項に掲げる条項のいずれかにしたがって行為することを請求される。

(a) 100名以上の者によってなされること

(b) 請求をするすべての者によって、法的に認証されること (authenticated)

(c) これらの者の中に社員ではない者が含まれる場合には、次に掲げる事項を記載した書面を所持すること、

(i) 会社の社員であって他の者のために株式を保有する者の氏名、名称および住所

(ii) 当該社員は、業務としてその者のために株式を保有している旨

(iii) 当該社員がその者のために保有している当該会社の株式の数

(iv) 当該株式について払い込まれた総額

ないことなどが定められている。注(30)を参照。

- (v) 当該株式が他の者のために保有されるのではない旨、または、他の者のために保有されるときは、当該他の者が請求をした者に含まれない旨
- (vi) 当該株式の一部または全部が当該条項に基づく請求に係る議決権株式である旨
- (vii) その者がそれらの権利の行使について社員に指示する権利を有する旨
- (d) これらの他の者のいずれかが当該会社の社員である場合には、次に掲げる事項を記載した書面を所持すること
 - (i) その者が他の者のために株式を保有するのではないこと
 - (ii) その者が他の者のために株式を保有する場合であっても、その他の者は請求をした者に含まれていないこと
- (e) 会社が合理的に本項第(c)号および第(d)号に定める事項を要求することのできる証拠を所持すること
- (f) 次に掲げる株式について払い込まれた総額を、請求をする者の総数によって除して得られる金額が、100ポンドを下回らないこと
 - (i) 第(c)号に定める保有株式
 - (ii) 第(d)号に定める保有株式
- (g) 請求が、内容、時期、その他について、当該条項のその他の要件を満たすこと

[川島いづみ]

[付 記] 本稿は、平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」(課題番号19530081)の研究成果の一部である。